

千葉県制度新型コロナウイルス感染症対応特別資金制度概要（略称：新型コロナ）【利子・保証料補助対象4,000万円以内】

制度名（略称）	新型コロナ				
	SN4号枠	危機関連枠	SN5号枠		
下記チャートに対応する番号	① ②	③ ④	⑤	⑤ ⑥	⑦ ⑧
対象者	法人・個人事業主		個人事業主 (小規模企業者※1)	法人・個人事業主 (小規模企業者以外)	
認定書	SN4号認定書	危機関連認定書	SN5号認定書		
認定書記載の売上減少率	20%以上	15%以上	5%以上	15%以上	5%~15%未満
利子補給	3年間全額				なし
保証料補助	全額補助				1/2補助
保証限度額	4,000万円				
保証料率	0.85% (経営者保証なし1.05%)				
保証割合	100%		80%		
融資利率	5年以下：年1.0% 5年超7年以下：年1.2% 7年超：年1.4%		3年以下：年1.1% 3年超5年以下：年1.3% 5年超7年以下：年1.5% 7年超：年1.7%		
保証期間	10年以内（据置5年以内）				
担保	無担保（既設定担保除く）				
保証人	原則、代表者のみ ※2				

※1 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下の事業者をいいます。

※2 本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しません。

【留意点】

- 新型コロナウイルス感染症対応特別資金は上限8,000万円となりますが、利子・保証料補助の対象は4,000万円までとなります。
- 保証料補助の対象は当初保証料のみとなります。条件変更にて追加で生じる保証料は補助の対象となりません。
- 協会制度・県制度・市制度が借換え対象となります。責任共有対象制度（80%）から責任共有対象外（100%）への借換え、本制度（利子・保証料補助対象枠）間の借換え（借換えと同質とみなされる事前回収条件及び内入条件を含む）は不可です。
- ※一部例外で取扱い可能なケースがあります。
- 取扱期間は令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込受付し、令和3年5月31日までに貸付実行した分となります。

■新型コロナウイルス感染症対応特別資金の選択チャート

新型コロナウイルス感染症対応特別資金（利子・保証料補助対象4,000万円以内）				
対象者	個人事業主 (小規模企業者)	法人・個人事業主（小規模企業者以外）		
認定書の種類	<ul style="list-style-type: none"> ■SN4号認定書 ■危機関連認定書 ■SN5号認定書 	<ul style="list-style-type: none"> ■SN4号認定書 ■危機関連認定書 	<ul style="list-style-type: none"> ■SN5号認定書 	
認定書記載の売上減少率			減少率15%以上	減少率5%~15%未満
対象となる保証制度	<ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナ (SN4号枠) ③新型コロナ (危機関連枠) ⑤新型コロナ (SN5号枠) 	<ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナ (SN4号枠) ②新型コロナ (SN4号枠) 経営者保証なし (保証料率1.05%) ※対象者法人のみ ③新型コロナ (危機関連枠) ④新型コロナ (危機関連枠) 経営者保証なし (保証料率1.05%) ※対象者法人のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤新型コロナ (SN5号枠) ⑥新型コロナ (SN5号枠) 経営者保証なし (保証料率1.05%) ※対象者法人のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦新型コロナ (SN5号枠 1/2補助) ⑧新型コロナ (SN5号枠 1/2補助) 経営者保証なし (保証料率1.05%) ※対象者法人のみ
		保証料100%補助 3年間全額利子補給		保証料1/2補助 利子補給なし